

## 青少年のための電子図書館サービス「With Books ひろしま」利用規程

(目的)

### 第1条

この規程は、青少年のための電子図書館サービス「With Books ひろしま」（以下「サービス」という。）の実施に当たり、『「うちで読もうよ」～Stay Home! Read Books!～プロジェクト実施要領（以下「要領」という。）』に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(利用申請)

### 第2条

(1) このサービスを利用しようとする者は、広島県電子申請システムにログインし、次の事項を入力し、申請する。

- ・氏名（ふりがなを含む）
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・（県外在住者は）勤務先又は通学先名およびその所在地。
- ・e-mail アドレス

(2) 要領第10条第1項なお書きにより、広島県立図書館長（以下「館長」という。）が必要と認める場合、館長が別に定める手続きにより、前項による申請手続きに代えることができる。

(ID・パスワードの付与)

### 第3条

(1) 広島県立図書館（以下「当館」という。）は、前条による申請があれば、IDを附番し、パスワードを設定し、申請のあった翌々開館日までに、申請者に電子メールで通知する。

(2) 前条第2項による申請の場合は、館長が別に定める手続きにより、前項による申請手続きに代えることができる。

(図書館利用カード所有者の申請手続)

### 第4条

既に広島県立図書館利用カードを所持している者については、前2条の規定にかかわらず、申請手続を不要とし、利用者番号をIDとし、生年月日を初期パスワードとする。初期パスワードは、流出防止のため、サービス初回ログイン時にパスワードの変更の有無を問われた際に変更するよう推奨する。

ただし、このサービスの開始後に利用者カードを作成した場合は、カード作成日の翌々開館日以降にID、パスワードが利用可能となる。

(ID・パスワードの再発行・廃止)

## 第5条

(1) 利用者がIDを亡失し、再発行を希望する場合は、広島県電子申請システムにログインし、第2条に定める必要事項を入力の上、再発行申請を行う。

当館は、ID、パスワードを設定し、申請のあった翌々開館日までに、申請者に電子メールで通知する。

(2) 利用者がパスワードを亡失し、再発行を希望する場合、広島県電子申請システムにログインし、パスワード再発行申請書に次の事項を入力し、申請を行う。

・氏名（ふりがなを含む）

・ID

・e-mail アドレス

当館は、パスワードを設定し、申請のあった翌々開館日までに、申請者に電子メールで通知する。ただし、第2条第2項により利用申請があった者については、館長が別に定める方法により、パスワード再発行の申請を行うことができる。

(3) 利用者が、IDの廃止を希望する場合、広島県電子申請システムにログインし、ID廃止申請書に次の事項を入力し、申請を行う。

・氏名（ふりがなを含む）

・ID

・e-mail アドレス

当館は、IDを廃止し、申請のあった翌々開館日までに申請者に、電子メールで通知する。

(サービスの利用環境)

## 第6条

このサービスの動作環境は、OSごとに次のとおりとする。

(1) Windows(PC)

OS : Windows10 / 8.1

ブラウザ : Microsoft Edge 最新バージョン / Internet Explorer 11 / Chrome 最新バージョン

※WindowsでのSafariは動作保証外。

(2) Mac(PC)

OS : Mac OS X 10.11 以降

ブラウザ : Safari 9 以降

※「プライベートブラウズ」が設定されている場合は閲覧できない。

(3) iOS(iPad / iPhone)

OS : iOS 9 以降

ブラウザ : Safari 9 以降

※「プライベートブラウズ」が設定されている場合は閲覧できない。

(4) Android

OS : Android 4.1 以降

ブラウザ : Google Chrome 31 以降 / 端末搭載標準ブラウザ

(サービス提供の委託)

#### 第7条

当館は、このサービスを実施するに当たり、専門性を有する事業者との契約のもと、当該事業者の必要なサービスを使用するものとする。

(利用に当たっての遵守事項)

#### 第8条

(1) 利用者は、次の事項を承諾及び遵守するものとする。

ア 当館と事業者間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、このサービスの提供も自動的に終了し、利用者は本サービスを利用できなくなるものとする。

イ 利用者は、第三者にこのサービスを利用させないものとする。

ウ 利用者は、このサービスに関して、事業者に対し、損害賠償の請求はできず、一切の責任追及を行うことができないものとする。

(禁止事項)

#### 第9条

利用者は、このサービスを利用するための申請又は利用するに当たり、次の各号に規定する事項を行ってはならない。

ア 事業者又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（以下、「知的財産権」という）を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

イ 第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害し又は侵害するおそれのある行為

ウ わいせつ、アダルトコンテンツ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為

エ 詐欺等の犯罪に結び付き又は結び付くおそれのある行為

オ 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為

カ 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

キ 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせ電子メール）を送信する行為

ク 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当館、事業者及び第三者に不利益を与える行為

ケ ハッキング及びクラッキング行為、その他ウィルス等有害なコンピュータ・プログラム等を送信又は掲載する行為

コ データ・センターや通信回線に過大な負荷を生じさせる行為、その他このサービスの運営に支障を及ぼす行為

サ ソースコードにアクセスする行為

シ リバース・エンジニアリング、データコンパイル、逆アセンブル及びそれに類する

## 行為

- ス このサービスの内容やこのサービスにより利用し得る情報を改竄又は消去する行為
  - セ 第三者になりすましてこのサービスを利用する行為
  - ソ この規程に違反する行為，又はそのおそれのある行為
  - タ 電子書籍コンテンツのプリントアウト，あるいは画面キャプチャのプリントアウト、及びそれらをさらに複製する行為。
  - チ 前各号の趣旨に照らし，館長が不適切と判断した行為
- (IDの使用停止について)

## 第10条

利用者が次のいずれかの事由に該当する場合，図書館は，事前の通知を行うことなくそのID等の使用を一時停止することができるものとする。

- (1) 利用時に虚偽の申告をした場合
- (2) ID又はパスワードを不正に使用した場合
- (3) このサービスの運営を妨害した場合
- (4) このサービスの名誉，信用を著しく毀損した場合
- (5) その他前各号に準じ，館長が必要と判断した場合

(サービスの停止について)

## 第11条

このサービスは，次の各号の一に該当する事由が生じた場合には，その必要となる期間停止するものとする。

- (1) このサービス又は当館システムのシステム保守を行う場合。
- (2) このサービスのシステム運営に係る電力供給，通信設備，インターネット接続サービス，端末機器等に障害が発生した場合。
- (3) このサービスのシステムにコンピュータウイルスの侵入及び第三者による不正アクセス，アタック，又は通信経路上の傍受が認められた，或いはそのおそれがある場合。
- (4) 事業者が，刑事訴訟法第218条（令状による差押，搜索，検証），犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分を受けた場合
- (5) コンテンツの権利者からコンテンツ配信停止の要請があった場合
- (6) 利用者に，第9条に定める禁止行為が行われた場合，又はその他セキュリティ上の問題が発生した場合。
- (7) 火災等の事故，天災地変，戦争，テロ行為，致死的な伝染病の流行等の不可抗力の事由により本サービスを提供できない場合。
- (8) その他，館長が必要と認める場合。

(その他)

## 第12条

第2条から第11条によりがたい場合，別途館長が定める。

附則 この規程は、令和2年7月22日から施行する。ただし、第5条以降については、令和2年7月29日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。